

小松北高等学校（夜間制）生徒指導の基本原則

<授業規律>

- ・教科担任の指示に従い、45分間の授業に集中する。
- ・授業妨害や迷惑行為はしない。
- ・スマホ・携帯電話等の電子機器は電源を切る等した上で、定められた場所にしまい、不正利用をしない。
- ・許可なく授業中に飲食しない。

<欠席・遅刻・早退の届出>

- ・学校を欠席・遅刻する場合は、必ず学校に連絡を入れる。
- ・遅刻した場合は、「遅刻届」に時間と理由を記入し、職員室に提出してから教室に入る。
- ・早退する場合は、職員室に「早退届」を提出し、許可を得た上で早退する。

<アルバイト・就業>

- ・アルバイト等をする場合は、「アルバイト申請書」を生徒指導課に提出する。ただし、職種や時間帯によっては許可されない場合がある。
- ・無断アルバイトは認めない。
- ・アルバイトによって学業に支障が出たと判断される場合は、許可を取り消すこともある。

<自動車・バイクでの通学>

- ・自動車学校への通学を理由にした欠席や遅刻・早退は認めない。ただし、卒業検定や運転免許センターでの検定試験は、事前に担任まで申し出れば、特別の事情として認める。この場合は、欠課・欠席扱いとする。
- ・自動車・バイクでの通学を希望する生徒は生徒指導課に「特殊通学許可願」を提出し、付記された許可条件を遵守する。車両は指定された場所に駐車する。
- ・本校生徒を自分の自動車（自動二輪等を含む）に同乗させ登下校をしない。違反した場合は嚴重注意とし、改善されない場合は特別指導とする。

<服装容儀>

- ・特に規定はないが、常識の範囲内での容姿・頭髪を勧める。あまりにも過激な容姿は認めない。
- ・他校の制服を着用し、登下校することは認めない。
- ・ゲタ履きやサンダル履きによる通学は認めない。校内では規定のサンダル等を履く。
- ・露出の多い服装は認めない。

<情報通信機器>

- ・他人の動画や写真を許可なくインターネット上に掲載しない。
- ・スマートフォン依存に陥ったり、ネットトラブルに巻き込まれたりしないよう注意する。

<登下校時間>

- ・原則として、15時以降に登校する。
- ・放課後、速やかに下校する。

<部外者の来校>

- ・在校生の友人等、部外者が学校敷地内に入ることは認めない。本校退学者も同様とする。
- ・卒業生が来校する際は、事前に学校まで連絡を入れる。

<飲酒・喫煙>

- ・20歳未満の者について、飲酒・喫煙は認めない。
- ・20歳以上の者においても、学校敷地内や学校周辺での飲酒・喫煙は認めない。
- ・学校敷地内への酒類・喫煙具の持ち込みは禁止する。